

# 「国保料（国保税）滞納と差押え対策」

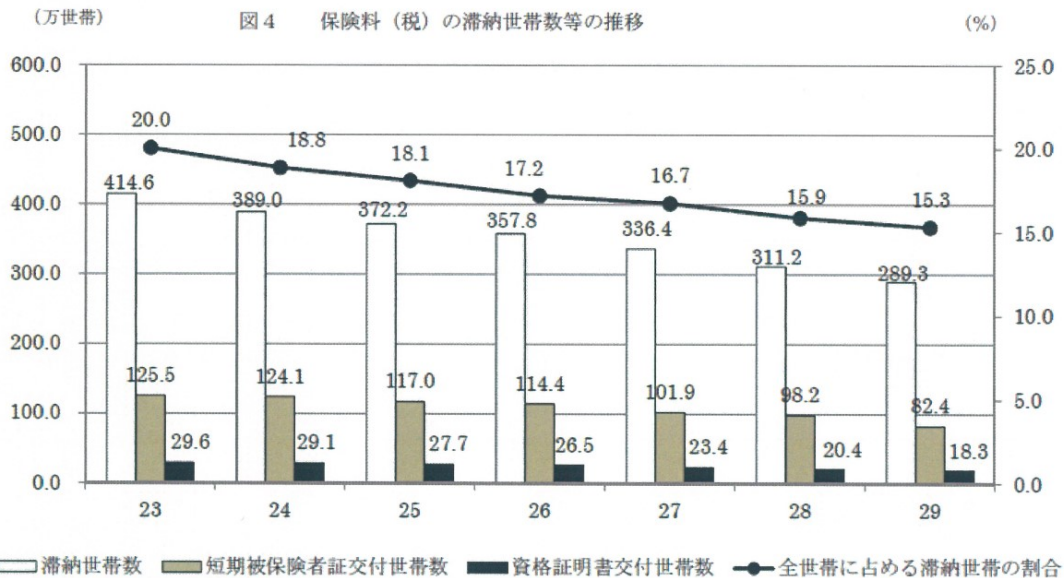
2019年2月3日（日）

福岡南法律事務所 弁護士 國嶋 洋伸

## 1 国保料滞納と差押えの現状（2017.6.1）

### （1）データから見る滞納の現状

保険料の滞納世帯数	289万2932世帯（全世帯の15.3%）
短期被保険者証交付世帯数	82万3753世帯
資格証明書交付世帯数	18万3214世帯



（出所）保険局国民健康保険課調べ  
 注1）各年6月1日現在の状況。  
 注2）平成29年は速報値である。

※福岡県の滞納世帯数 10万1513世帯（全世帯の13.4%）

※全国の差押え世帯数 336,436件（滞納世帯数の11.6%）

### （2）滞納処分～差押えについて

「保険料を滞納した場合は、滞納処分を行わなくてはならない」（地方税法728条1項、国民健康保険法79条の2、地方自治法231条の3第3項など）

→1円でも滞納があれば滞納処分をしなければならないのが法律の原則。

※督促状発送日から10日以内に納められなければ差押えが可能（地方税法728条1項1号）

### 【差押えのルール】

★滞納者本人所有の財産のみ（家族、会社、預かり物→×）

★超過差押えの禁止（国税徴収法48条1項）

→必要な範囲を超えて差し押さえることはできない。

★差押え禁止財産→後述

【滞納処分の流れ】

①電話による納付確認・督促状・催告書（「警告書」、「差押予告書」など）の送付

②滞納処分として、財産調査、財産差押え

※不動産、銀行口座、証券会社、生命保険など

③制度利用の制限～限度額適用認定証の交付拒否、高額療養費貸付制度の利用拒否

④有効期間が1～6か月間と短い保険証（短期被保険者証）の交付

(3) 特別の事情なく、保険料の滞納が1年を経過すると・・・

⑤資格証明書の交付～保険証の返還、全額自己負担、後日精算

→医療の受診抑制による手遅れ死の発生

⑥介護保険の給付制限～全額自己負担、後日精算

(5) 保険料の滞納が1年6か月を経過すると・・・

⑦給付の差し止め～障害者、ひとり親家庭等医療費助成、出産育児一時金、葬祭費などの差し止め、保険料充当

(6) 「特別の事情」がある場合には届出書の提出を

世帯主や家族が

①病気にかかった、②災害にあった、③盗難にあった、④取引先が倒産した、⑤事業を廃止した、⑥リストラにあった、⑦収入が大幅に減少した など

(7) 国保料の滞納金（元金）は自己破産をしても免れない！

## 2 対抗策（実質的な問題について）

(1) ①督促、催告に対して

★納付方法の相談（減免措置、分納など）

・申請主義 保険年金担当課へ

→とにかく早めに相談に行くこと。分割弁済など、交渉の余地あり。

・申請時に納付期限が到来していない保険料が減免の対象（滞納分は対象外）

・対象：災害、所得減少、低所得、給付制限、生活保護、旧被扶養者など

(2) ②滞納処分に対して

★滞納処分の停止 (国税徴収法153条)

・滞納処分により著しく生活が困窮する場合 (同条1項2号)

→ “滞納処分により収入が生活保護基準を下回るような場合”

⇒停止期間内は、新たな差押えができず、既にした差押えも解除せねばならない (同条3項)。

⇒滞納処分の停止が3年間継続すると納付義務は消滅する (同条4項)

なお、国保料は2年間消滅時効となる。

※「納税者が自ら進んで納付するときは受領しても良い」(基本通達)

→強引な説得 (≒強要) は許されない!

### 3 対抗策～差押え禁止財産～ (手続き的な問題について)

(1) 国税徴収法75条1項 (一般の差押禁止財産・絶対的差押禁止財産)

①滞納者及びその者と生計を一にする配偶者 (届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。) その他の親族の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

②滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な3か月間の食料及び燃料

③主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物

④主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

⑤技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者 (前二号に規定する者を除く。) のその業務に欠くことができない器具その他の物 (商品を除く。)

⑥実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

⑦仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

⑧滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類

⑨滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票

⑩滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具

⑪発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの

⑫滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

⑬建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(2) 国税徴収法76条1項(給与の差押禁止)

・原則として、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金等のうち、税金、社会保険料、生活扶助費相当額等及びこれらを控除した残額の20%相当額は差押え禁止

(3) 国税徴収法77条(社会保険制度に基づく給付の差押禁止)

・社会保険制度(厚生年金、国民年金、共済年金等)に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給料等とみなして、前条の規定を適用する。

#### ★預貯金等の差押え

- ・2011年から急増 ⇒それ以前の5～6倍超。以後も増加傾向。
- ・年金や給与の入金口座の差押え=預金は金融資産であるという強弁  
→差押禁止財産に該当する部分については返還を求める交渉

#### 【鳥取県児童手当差押事件判決】

(事案の概要) 滞納処分中の自治体が、滞納者の預金口座に児童手当(差押え禁止財産)が入金された直後に、預金口座を差し押さえた事案。

「入金直後を狙い撃ちしたものと言え、著しく正義に反する」(鳥取地裁・広島高裁→確定)

「具体的に支給されたものが、実際に使用できなくなることも禁じられていると解釈すべきと考えます。」「(役所は)事前に生活状況などを調べておくべき。」(仁比聡平参議院議員の質問に対する与謝野財務相(当時)の国会答弁)

#### ※他に前橋地裁H30.1.31判決

(2) 生命保険、学資保険の差押え

→法的には対応困難 ⇒運動により改善要求を

以上

群馬

## 地方税の滞納処分による貯金債権の差押処分が違法とされた事例 (前橋地裁平成30年1月31日判決(確定))

- 1 本件は、前橋市が行った滞納処分として給与振込先口座の貯金債権の差押処分が、地方税が準用する国税徴収法第76条(給与債権の一部差押禁止)の脱法行為であり違法とされた事案です。
- 2 前橋市内に居住する単身世帯のA(男性、50歳代)は、ダブルワークにより給与手取り月額合計11万円程度を得ていましたが、同市に対し国民健康保険税等の滞納(本税97万円余、延滞税64万円余)があり、月額1万円の分納を5年以上継続していたところ、平成27年2月から分納額を月額2万円に増額するよう指導されたものの、これに従わなかったため、同市は、同年3月以後、Aの給与振込日に給与振込先口座の貯金債権について滞納処分による差押処分を行うようになりました。そして、同年6月には5万円、同年7月には貯金残高全額(7万6226円=振込給与額全額)を差し押さえました(以下「本件差押」といいます)。
- 3 本判決は、差押禁止債権の預金口座への振込みに係る預金債権は、差押禁止債権としての属性を承継しない旨の最高裁平成10年2月10日判決(金融商事判例1056-6)を前提としながら、国税徴収法が、最低限の生活維持のため給与等の一部を差押禁止とした趣旨はできる限り尊重されるべきとして、「滞納処分庁が、実質的に法76条1

項、2項により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情がある場合には、上記差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分として、違法となる場合がある」と判示し、本件差押えについて、前橋市がAの貯金債権の原資が給与であることを認識しつつ、給与が振り込まれた当日に差押処分を行っていることから上記特段の事情を認め、脱法的な差押処分であり違法であるとし、差押額全額(12万6226円)を不当利得として返還するよう命じました(悪意の受益者性については否定)。その上で、本判決は、前橋市長には、脱法的な差押処分を行ってならない職務上の注意義務に違反した過失があるとして、国賠法第1条第1項に基づき慰謝料(5万円)及び弁護士費用(5千円)の賠償を命じています。

- 4 本判決は、自治体による滞納処分が過酷執行(違法な滞納処分)に及ぶことに警鐘を鳴らすものであり、同種事案の救済に当たり参考になるものと思います。なお、同種の判例として、広島高裁松江支部平成25年11月27日判決(金融商事判例1432-8)、前橋地裁平成30年2月28日判決(公刊物未登載)があります。

吉野 晶(群馬)

## 翔たく仲間

### 17番目の適格消費者団体 消費者支援群馬ひまわりの会

2018年2月5日、消費者支援群馬ひまわりの会(以下「当会」といいます)が全国17番目の適格消費者団体に認定されました。

当会は、1982年群馬県の桐生市において、多重債務被害対策を行う団体として発足しました。その後2008年に特定非営利活動法人となり、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会の一員として、多重債務被害等を中心に活動してきました。これらの活動の甲斐もあり、2010年の貸金業法完全施行がなされ、徐々にクレサラ被害も減少傾向となりました。そこで、団体の活動を広げ、2014年、適格消費者団体を目指す活動を開始しました。

この背景には、関弁連の消費者問題対策委員会において、「空白地域に適格消費者団体を作る」というテーマが設定されたことが大きく影響しました。当初の

研究段階では、各地とも適格消費者団体を作れるような地域はない、負担が大きいといった状況で、活動が開始するムードはありませんでした。しかし、毎回、各地の活動報告の時間が作られ、いつの間にか、①核となる団体関係者を交えてシンポジウム等をやる、②交流を深め、規約等の枠組みを作ってしまう、といった「まずは動いてみる」という流れができました。振り返れば、その流れに最初に乗らされたのだと思います。

さて、当会が認定を目指して最初に申入れを行ったのは、特定継続的役務提供の中途解約について、特商法違反の違約金条項を定めた事案でした。事業者から、「違約金条項を是正する」との回答がなされたため、一同で活動の意義を実感したのを覚えています。私自身、当会の活動を紹介する度にこの「実績」を報告してきました。ところが、実際には、法律

違反の違約金条項は、何ら変更されておらず、認定後間もなく、同種の被害情報が提供されたのでした。約束に違反した場合のペナルティーがなければ、悪質事業者の違法行為を止めることは到底できないと、改めて適格消費者団体の必要性を実感しました。

認定に至るまでは、合計8件の差止めに関する申入れを行いました。多くの事業者から回答を拒否又は無視されました。リアクションがないと、モチベーションを維持することは大変でしたが、連絡協議会への参加等、同志の皆様から救われ、励まされたと思います。この場をお借りし、御礼申し上げますとともに、今後の活動においても変わらぬご指導を賜りたくお願い申し上げます。

舟木 諒(群馬)

# 護と徴税のはざまで

## 児童手当口座差し押さえ「違法」判決

税の滞納を理由に、児童手当が振り込まれた口座を自治体が差し押さえるのは違法か――。そんな是非が問われた訴訟で、最高裁松江支部は11月、一審と同様、「違法」と認める判決を言い渡した。市民の生活を守る立場と、滞納対策を進める立場。双方のはざまできりぎりしの徴税を進めてきた自治体に戸惑いが広がる。

## 給食・学費のあてゼロに

税金滞りの現金口座に入金が  
あるのは2カ月半ぶりだった。  
2008年6月11日、年3回  
ある児童手当15万円の支給日だ  
った。鳥取市の男性(41)は支払  
いが遅れていた子どもの給食費  
や学費に充てるつもりだった。  
だが振り込まれてわずか9分  
後、口座の残金はゼロに。銀行  
から戻った妻(47)は「下りせな  
かった」と首を挫いた。  
鳥取県の県税事務所が口座を

暮らし「売り上げが入ったら  
税金を払うつもりだとしても  
電気が止められたりして……」  
生活費が足りず、夜間警備の  
アルバイトを始めた矢先だっ  
た。その日のうちに県の窓口  
とんで行き、頭を下げた。「バ  
イト代が入ったら分納します。

## 返金応じる動きも

## 戸惑う自治体

## 基準作りは1の足

児童手当は困る」  
だが県の職員は「いったん振  
り込まれたものは預金と一緒  
と取り合ってくれなかった。給  
食費などを待ってもらっても学  
校に頭を下げるしかなかった。  
おまじその1年前の口座の  
動きを、県が事前に調べて差し  
押さえたことを後から知った。  
滞納については申し訳ない感じ  
だったが、それでも「児童手当  
は子どものためのもの」と思い、  
09年9月、鳥取県を相手取って  
提訴した。  
県は最高裁の判例をもとに差  
し押さえは可能と反論したが、  
一審・鳥取地裁は今年3月、  
「児童手当の振り込みに合わせ  
て差し押さえた」と認められ、正  
義に反する「なご判断。差し

押さえた際も充分の取り消し  
と手数料など5万円の支払いを  
県に命じた。  
一審・広島高裁松江支部も11  
月、「法の趣旨に反して違法」  
とし、県に児童手当15万円の返  
還を命じた。最高裁の判例を原  
則としつつ、口座に振り込まれ  
た直後は児童手当の属性を失っ  
ていなかったと認定した。一方  
で「県に故意、過失があるとは  
いえない」としたため、県は上  
告せず、判決は確定した。  
男性は現在、バイトをしなが  
ら月3万円ずつ県税を分納す  
る。自営業はただ今、定職を探  
す。「まづこの人が同情してく  
れるわけじゃないのは分かって  
いる。でも、違法な徴税に歯止  
めがかかれは」

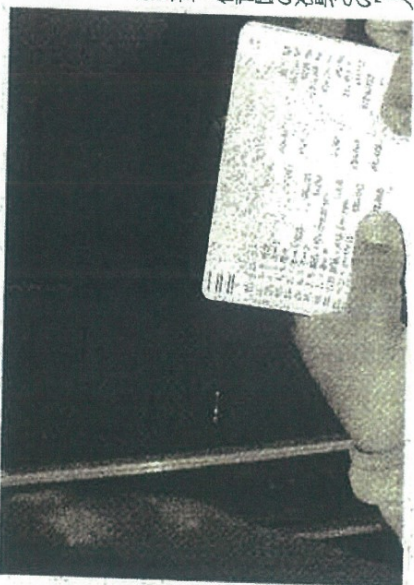
# 困窮者保

差し押さえていた。個人事業税  
と自動車税計約25万円の滞納が  
理由だった。  
男性は当時、自営業だった  
が、景気低迷で業績が悪化。一  
時は800万円ほどあった年収  
が200万円に減っていた。妻  
と高校2年の長女、中学1年の  
次女、小学4年の長男、小学1年  
の三女、保育園の次男との7人

一審判決後、児童手当も年金  
が振り込まれた口座を差し押さ  
えた自治体が、当事者の訴えに  
応じて返金するケースが出てき  
ている。  
児童手当の口座を差し押さえ  
た福岡市と長野県中野市、年金  
の口座を差し押さえた愛知県蟹  
江町だ。高裁も違法と判断した  
ことで、全国の自治体にもさら  
に波及が広がる可能性がある。  
総務省によると、11年度の地  
方税の滞納残高は約1兆915  
5億円に上る。一方で地方財政  
は厳しさを増す。多くの自治体  
が最高裁の判例に基づき、差  
し押さえによる滞納対策を進めて  
きた。

鳥取県には一審以降、国や自  
治体から100件を超える問い  
合わせがあった。県は預金の内  
容を確認するなど差し押さへの  
際の留意点をマニュアル化する  
という。  
だが、滞納に悩む自治体は基  
準作りには「1の足を踏む」  
例えは、隣の鳥取県、全19市  
町村を県が覆くると、11年度  
差し押さえによって国民健康保  
険料に充てられた預金口座は11  
市町で548件。そのうち81件  
が年金の振り込まれた口座で、  
70件は年金受給日に差し押さえ  
られていた。  
県の担当者も「差し押さえで  
生活が困難するごとのないよう

指導したい。でも、若く意識  
が欠ける人にはきちんと納めて  
もらわない」と語り、悩まし  
さをにじませる。  
総務省は「一審後、全国の自治  
体に判決を通知。「口座の残  
高」差し押さへのタリツツが、  
財産の状況は千差万別で基準を  
作るには難しい」として情勢を  
提供にとどめた。  
債権に詳しい法科大学院の西枝  
正憲准教授(長男)は、税の公  
平性の観点から「自治体はまじ  
めに徴税してきたとも言える」  
としつつ、生活困窮者を守るに  
は「差し押さえ禁止債権を狙っ  
た差し押さえが違法」とはつき  
り位置づけることが重要だと  
指摘する。  
振り込まれてから一定期間は  
差し押さえを禁止し、生活に欠  
かせない財産かどうか判断する  
方法を提案する。禁止期間など  
の議論は必要だが、「差し押さ  
え禁止債権はゼロファイネッ  
トにあたる。困窮者が債権に詰め  
られないような仕組みづくり  
を」と求める。(小泉山登)



半振  
り込みに入金のああった日。振  
り込まれて9分後の差し押  
さえだった二、鳥取市

### 差し押さえ禁止債権

生活の維持に欠かせない  
年金や生活保護費などは国  
民年金法や生活保護法で差  
し押さえが禁止されている。  
子どもたちの成長を目的に  
支給される児童手当も児童  
手当法15条で差し押さえが  
禁止された債権。  
最高裁は1998年2月、金  
融機関が保証人への請求権  
と年金などが振り込まれた  
預金を相殺した事例で、預  
金に充てられれば差し押さえ  
債権としての性質を引き継  
がないと判断。自治体が口  
座を差し押さえている。